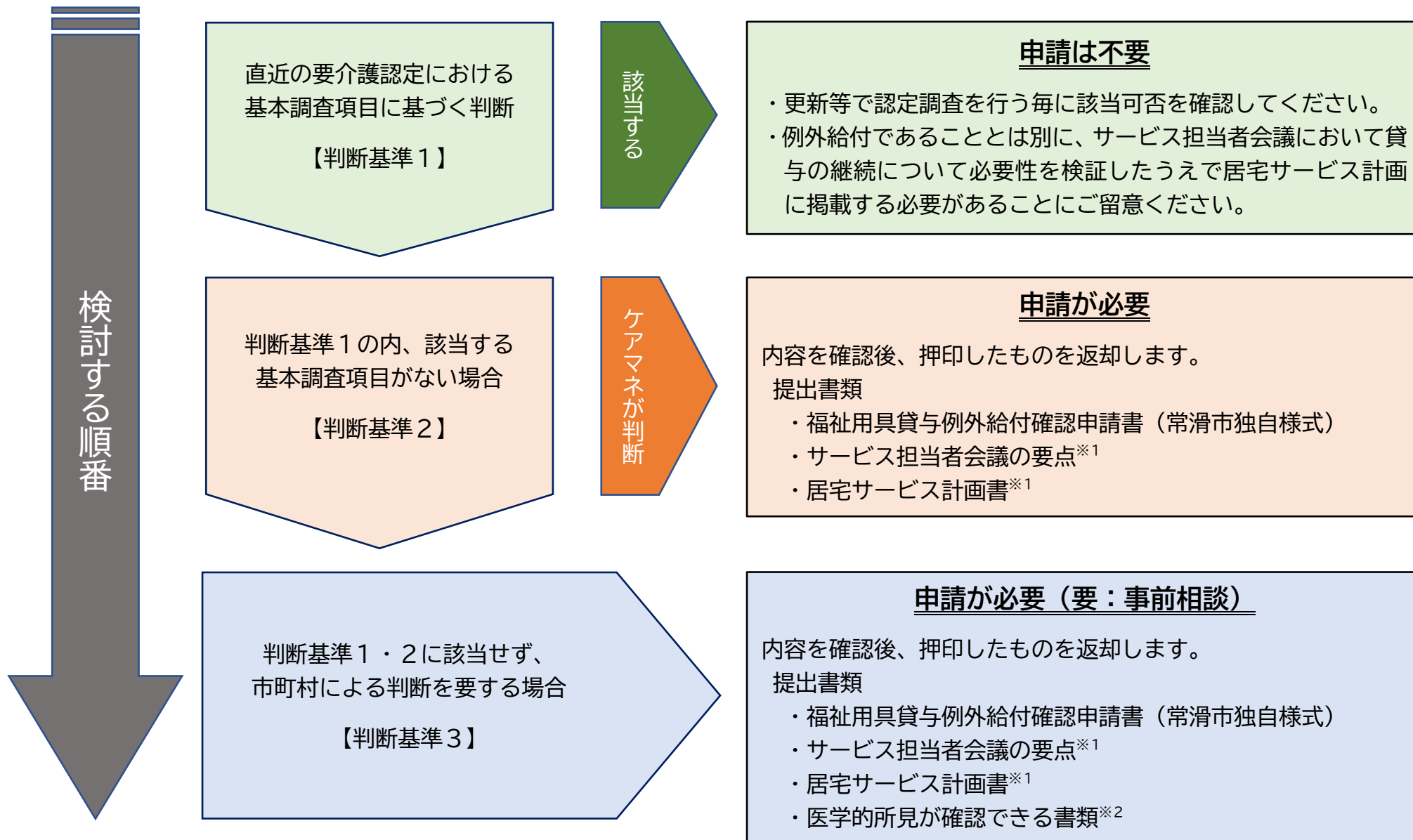


軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて（概要）



※1 要支援認定者の場合は、これらに準ずる書類をご提出ください。

※2 要介護認定時の主治医意見書がこれに該当する場合があります。必ず事前に相談してください。

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

判断基準1

種目	対象者	判断基準	申請
全般	① 下記の判断基準では判断できない方	① 判断基準3	要
車いす（付属品含む）	① 日常的に歩行が困難な方	① 認定調査項目1-7「できない」	不要
	② 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる方	② 判断基準2	要
特殊寝台（付属品含む）	① 日常的に起き上がりが困難な方	① 認定調査項目1-4「できない」	不要
	② 日常的に寝返りが困難な方	② 認定調査項目1-3「できない」	不要
床ずれ防止用具及び体位変換器	① 日常的に寝返りが困難な方	① 認定調査項目1-3「できない」	不要
認知症老人徘徊感知器	① 次のいずれにも該当する方 (1) 次のいずれかに支障がある方 ・意見の伝達 ・介護者への反応 ・記憶 ・理解  (2) 移動に全介助を必要としない方	①(1)認定調査項目で次のいずれかに該当 ・3-1「できる」以外 ・3-2～7のいずれか「できない」 ・3-8～4-15のいずれか「ない」以外 ※主治医意見書に認知症状がある旨が記載されている場合も含む  (2)認定調査項目2-2「全介助」以外	不要
移動用リフト (つり具部分を除く)	① 日常的に立ち上がり困難な方	① 認定調査項目1-8「できない」	不要
	② 移乗が一部介助または全介助を必要とする方	② 認定調査項目2-1「一部介助」「全介助」	不要
	③ 生活環境において段差の解消が必要と認められる方	③ 判断基準2	要
自動排泄処理装置	① 次のいずれにも該当する方 (1) 排便が全介助を必要とする方 (2) 移乗が全介助を必要とする方	① 認定調査項目 (1)2-6「全介助」 (2)2-1「全介助」	不要

判断基準2

該当する基本調査項目がない判断基準の取扱いについて

「主治医から得た情報」や福祉用具専門相談員、軽度者の状態像について助言が可能な者が参加する「サービス担当者会議を通じたケアマネジメント」により、指定居宅介護支援事業者等が判断することになります。

ただし、運営指導や給付適正化事業において、不適切なケアプランと判断された場合は例外給付が認められずトラブルにつながるケースが想定されるため、保険者への事前申請制とさせていただきます。

1. 「判断基準2」にて判定される福祉用具及び対象者

- (1) 車いす（付属品含む）  
日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる方
- (2) 移動用リフト（つり具の部分を除く）  
生活環境において段差の解消が必要と認められる方

2. 申請方法

「福祉用具貸与例外給付確認申請書」、「サービス担当者会議の要点」及び「居宅サービス計画書」をメール又は持参にてご提出ください。

※申請いただいた場合でも例外給付が認められない場合もございます。サービス担当者会議にてその旨を必ずご説明ください。

3. 不適切なケアプランとなる可能性のあるケース

下記のとおり、例示します。これらの内容についてサービス担当者会議にて協議し、必要性や妥当性について確認してください。なお、例示内容以外にも、利用者や周辺環境の状況に応じて不適切と判断される可能性はございます。

- (1) 安全に利用できないと想定される場合
  - ・ 認知機能や麻痺、視力、聴力の低下
- (2) 利用することでADLや自立低下が想定される場合
  - ・ 「大変だから」「運転免許を返納するから」などの理由での貸与
  - ・ ADLの維持や向上が組み込まれていないケアプラン
- (3) 代替手段が考えられる場合
  - ・ 通所系サービス、家族からの支援、杖・歩行器等の福祉用具、手すり・段差解消等の住宅改修
- (4) その他
  - ・ 利用頻度が低い（月1回未満の受診、有事に備えての貸与）